

第4回 上田長野地域水道事業広域化協議会 次第



日 時:令和7年(2025年)2月1日(土)

13:30~15:30

場 所:上田市 サントミュージゼ多目的ルーム

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 基本計画(素案)に対する意見等募集の結果について

(2) その他

4 閉会



1 住民意見等募集の概要

■ 意見等募集の方法

- 実施機関・・・協議会を構成する各団体
- 実施期間・・・11月20日から1月20日にかけて、各構成団体において設定した期間
- 提出方法・・・電子申請、メール、FAX、郵送、窓口といった複数の提出方法により実施

■ 意見等募集の結果

提出者数	意見数
78人	144件

2 住民説明会の開催状況

参加者数	
532人	■ 長野市 4回 12月19日から 1月15日 ■ 上田市 9回 12月 5日から12月22日

- 住民説明会等での計画素案に関する意見については意見募集に追加する。



3 計画(素案)に対する意見・提案の項目別件数

素案の項目	件数	素案の項目	件数
1 業務運営の基本方針	81件	4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針	3件
1.1 総務・経理・営業関係		4.1 広域化の時期	
1.2 運転・管理関係		4.2 近隣水道事業体との広域連携	
1.3 施設整備関係		5 その他の基本方針	2件
1.4 危機管理		5.1 下水道事業	
1.5 官民連携		5.2 第三者との協定等	
2 組織体制・職員の基本方針	8件	その他の意見	33件
2.1 組織体制			
2.2 職員			
3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針	17件		
3.1 財政運営			
3.2 水道料金			
		合計	144件

(令和7年1月31日現在)



4 意見の概要と考え方

No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
1	1 業務運営の基本方針	事業統合はサービスレベルがアップするのであれば賛成。統合が効率化のみになるのは反対。料金も安くするための統合にしてほしい。市等の収入をアップするために効率を追求しないでください。	統合による効率化により料金の上昇が抑制されるものと見込んでいます。水道料金の収入は、水道事業のために使われ、利用者に安心・安全なサービスを提供していきます。
2	1 業務運営の基本方針	長野市内の県営水道エリアも長野市で経営した方が効率がよく、市町村が同じ立場で話合いができるのではないかと。県が企業団の構成団体になると県におんぶにだっこになるのではないかと。市町村のみで事業運営する事を望む。	水道法第6条では、「水道事業は原則として市町村が経営するもの」とされていますが、昭和35年(1960年)に、地元からの強い要望を受けて、企業局の県営水道として実施されることとなり、昭和39年(1964年)5月に給水開始、以降関係市町村から4つの上水道と35の簡易水道を引き受け、現在、3市1町の約18万人のお客様に給水しています。 こうした経緯も踏まえ、将来にわたり安定して水道水が提供されるよう、市町・県を超えた新たな企業団を設立し、今後単体の事業体では解決が難しい課題に対処していくため、広域化の検討を進めています。



No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
3	1 業務運営の基本方針	今後、人口減少で施設も老朽化していくことを考えると、一人当たりの負担は当然増加すると考えるが、負担増を抑えながら安定した水道の供給が続けられる体制を整えていくことが大切。	水道事業の統合は、「人」や、管路、施設といった「モノ」、事業のための財政「お金」など事業の基盤を強化できるような組織体制を作り、皆様に安全、安心な水道水を料金上昇の抑制を図りながら供給し続けることを目指しています。
4	1 業務運営の基本方針	広域化の検討は実質長野市、上田市、県企業局での検討。最下流の長野市はメリットが大きい。幹線管路バイパス化のための事業としか考えられず、県営水道の市町村移管の準備と思われる。	人口減少社会において、水道料金や施設などの耐震化や更新に掛かる費用など、将来世代の負担をいかに軽減できるか検討する中で、地域全体における効果などを考慮して広域化を有効な手段として整理しました。 広域化は、県営水道の移管ということではなく、新たな団体を設置し、地域全体で事業運営を行うことで、課題に対処し安心な水道を供給していくことを主眼に検討しています。
5	1 業務運営の基本方針	今まで市内の業者に限って入札できていたものが、受託業務や工事の入札に近隣市町村または県内の業者も参加できると不公平に感じるのではないか。	公共団体の入札では業務や工事の金額などの条件に応じて、地域性など入札参加の条件が付される場合があります。水道事業の施設の維持や各ご家庭の水道工事には地域の事業者の協力は欠かせません。地域の水道を民と官で支える体制の構築を目指すとともに、その体制づくりに資する工事発注となるよう検討を進めていきます。



No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
6	1 業務運営の基本方針	染屋浄水場の浄水方式について、将来にわたり現行の緩速ろ過方式を堅持する文言を記載してほしい。	令和6年10月16日に公表した施設整備計画においては、染屋浄水場の耐震化・更新を行うことを記載しています。また、今後広域化を推進する場合、事業計画の策定を予定しており、個別施設の整備方針については当該計画において整理する予定ですので、地域の意見を尊重し、理解を得ながら進めていきます。
7	1 業務運営の基本方針	今まで優先順位をつけて整備、維持管理できていたものが、事業統合して問題箇所が増え、同時に進行できていたものが後回しになるのではないかと懸念されています。	現在お示ししている施設整備計画では、令和16年度までの9年間は事業統合により実現する広域ネットワーク化に必要な新たな重要事業(連絡管等の整備など)を優先的に整備する計画となっていますが、現在も各団体が進めている基盤強化(施設・管路等の耐震化及び更新)についても老朽度や優先度を考慮した上で実施していきます。 また、令和17年度以降については現在の事業規模より拡張した事業費を見込んでいきます。



No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
8	1 業務運営の基本方針	「水道料金の上昇抑制」、「バックアップ体制の構築」、「非常時などへの対応を強化」、「多様な水運用が可能」以外にメリットはあるか。	地域全体のメリットという点で、ヒト・モノ・カネの観点から(ヒト)人口減少、特に生産年齢人口の減少が進む中、水道事業に特化した専門人材の確保 (モノ)効率的な水運用、ダウンサイズ等による水道施設の最適化 (カネ)国庫補助の活用、施設の最適化に伴う経営の安定化等が挙げられます。
9	2 組織体制・職員の基本方針	人手不足の中、1,000億円以上の整備事業を新たに行えば、千曲市や坂城町等プロパー職員がいない、もしくは少ない地域の事業も長野市職員が担うことになり、企業団職員の新規採用等のみで新たな人材を十分に確保していけるのか。	企業団における事業費は、現在の各事業体の発注実績等を参考に年間109億円を予定しております。ご意見のとおり、令和16年度までの国庫補助期間中はそれより若干多い年間124億円(9年間で1,119億円)の整備事業を予定しておりますが、DB方式など発注方式の工夫により対応してまいります。 また、一つの団体に職員数がまとまることにより、専門分野ごとに専属の人員を配置することが可能となるため、専門人材の育成、技術継承などが容易となり、組織体制の強化が図られると考えています。 職員につきましても、当面の間は、構成団体からの職員派遣や身分移管により、現在の各事業体職員と同程度の職員数を確保した上で、順次、新規職員の採用を進めてまいります。



No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
10	3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針	広域化により新たな負担は発生するか。	企業団の構成団体は、令和16年度までの国庫補助期間中、企業団施設整備に資する広域化事業等について出資を予定しており、団体間で協議し、その「負担方法をルール化する」としています。
11	3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針	結果的に人口が多い長野市が他の地域もカバーするような構図にならないか。資料では、千曲市が他行政と比較してかなり大きな恩恵をうける形になっている。地域ごとに立米単価に差をつけることも考えるべき。	<p>水道水の供給単価(1m³当たりの販売単価)は、同じ市内でも一般に人口密集地域よりも人口の少ない山間地域の方が高くなる傾向にあります。</p> <p>千曲市では、給水人口の9割弱を県企業局において、中山間地域を含む1割強を千曲市営水道において給水していることから、千曲市営水道の供給単価が高くなってしまったといった事情がありますが、水道法では、水道の利用関係における公平の原則が定められており、このような事情による料金格差の設定を行うことは難しいと考えます。</p> <p>なお、今回の広域化で千曲市は、県企業局の既存浄水場の余剰能力を活用することで千曲市営の浄水場の廃止を計画しています。事業体規模では比較的大きな事業となりますが、国庫補助等を活用することから、財政シミュレーションにおいて料金の値上げ抑制効果が大きくなっています。</p>



No	計画の該当項目	意見の概要	協議会の考え方(案)
12	4 広域化の時期・近隣水道事業者との広域連携の基本方針	上田長野地域が事業統合した後は近隣市町村はどのようになるのか、将来的には気になる。	<p>長野県が策定した「水道広域化推進プラン」における上田長野圏域の方向性は、上田長野間の事業者の「事業統合」を先行して実施し、圏域の中核となる事業者を設立し、圏域内の近隣の事業者との事務の共同化、技術面・人材面での協力や業務受託等の連携を行うものとされています。</p> <p>これにより、当面の間、現在協議を進めている上田長野間の3市1町と企業局のフレームにより具体的な広域化の検討を行っていくことを基本としていますが、近隣市町村等から参加の希望があった場合は、別途対応を協議していく予定であり、今回の基本計画素案にもそうした趣旨を盛り込んでいます。</p>
13	5 その他の基本方針	下水は汚染物、腐食物質が含まれていて早期に劣化すると思われるので、下水道も将来を見込みながら、今から前向きに計画を。	<p>下水道の機能を安定的に維持するため、管内の調査や施設の劣化状況を確認し、下水道管渠の更生工事や、施設の改築更新などを計画的に実施しています。</p> <p>なお、将来における下水道事業広域化の有効性や上下一体での事業への研究について、引き続き協力、連携を図っていきます。</p>



5 《参考》 住民説明会等における意見の概要

意見の概要（長野市）

No	意見 等	回 答
14	<p>広域化には賛成。東京から移住してきたが、水道料金が、2～3割東京より高い。山間地があつたりして送水管の延長が長くなることで割高になることも理解できる。各事業者の料金体系をそろえた時に、抑制効果がしっかりととはたらくのか。</p>	<p>長野市は、中山間地域を抱えており、起伏の激しい地形もあり、ポンプアップもしなければならず、配水池の数も平地に比べて多い状況です。そのため、維持管理費等がかかり、割高となります。どのように統一するかも数字的に出ておらず、これからの協議で決まるためご理解いただきますようお願いいたします。</p>
15	<p>能登半島の給水困難な現状を考えれば、送水管二重化は水運用において合理的な考え方。広域化のメニューには各団体それぞれメリットがあり、お互いの弱点を補える最適な案。</p>	<p>(回答不要)</p>
16	<p>長野市の水道のことであれば、長野市の議会で質問されると思う。企業団となった場合は、どこがその役割を担うのか。</p>	<p>各団体の議会から選出される議員によって構成される企業団の議会がその役割を担うこととなります。</p>



意見の概要（長野市）

No	意見 等	回 答
17	<p>今回の推計は、30年後50年後といった、かなり将来の話をしているという点からも将来世代、今の高校生や大学生といった方々に対して、水道事業について説明をしているのでしょうか。企業団であれば、独自に採用活動を行えるというメリットがあると思うので、その意味でも今のうちに若い世代、水道に関する関心を持ってもらって、就職のときに、また県内に戻ってきてもらうといったことを今から進めていけばよいのではと思う。</p>	<p>水道事業の広域化の話に特化したものではありませんが、これまで市内の大学において講義のなかで水道に関する説明をする機会を設けていただいたり、また、大学生との対話の場を作るといった取組を行ってまいりました。</p> <p>また、小学生のお子さんたちに早い段階から水道事業に関心を持っていただけるように施設見学の実施なども継続的に行っています。</p>



意見の概要（上田市）

No	意見 等	回 答
18	<p>水は地方自治で保障されていて、人間が生きていくには水がなければ生きていけないわけで、住民が大切にしなければならないのは、水源だと思う。この水が上田市には十分あると聞いているが、上田市として単独でやっていったいいのではないか。</p>	<p>人口減少社会を見据える中で、組織体制や施設の老朽化、耐震化の遅れへの対策を将来世代に先送りすることなく、どのように取り組んでいくべきか。将来の水道料金が上がるのは避けられない状況ですが、国等の財政支援を有効に活用することで、単独経営より少しでも抑制できないかを考え、検討してきたことを今回お示しさせていただきました。</p>
19	<p>国が補助金を出してくれるのはいいが、補助金にあまりこだわらずに、もう少し時間をかけて判断をしてほしい。</p>	<p>補助制度はR16までの時限措置になっています。上田市の大きな課題の一つが古い管路や施設が多いことです。水道料金で運営する水道事業では、将来の料金値上げを想定せざるを得ないですが、少しでも将来に向けて負担が減るように考える中で広域化の補助金の活用を検討しています。</p>
20	<p>上小地区の青木や東御市とはなぜ広域化の話が出てこないのか逆に疑問である。長野のように遠いところではなく、もっと近場の上小地区と検討はできないのか。</p>	<p>上小地域において広域化した場合は、上田市が中核となり当地域の水道事業を運営していくことが想定されますが、上田市は将来の人材不足が見込まれている中、さらに大きな課題となるものと考えています。</p> <p>まず、上田市が上田長野間の広域化に取り組み、組織体制の強化を図り、中核となる新たな水道企業体を設立したのち、上小地域における広域連携を検討することが上田市においては有効と考えています。</p>



意見の概要（上田市）

No	意見 等	回 答
21	県企業局は、長期的な見込みの中でどのような立ち位置を考えているのか。	S38に各市町村からの要望により事業を実施してきました。今後、人口や収益が減少していく中で単独での運営が可能なのか、この地域全体の水道をどうしていくかという観点からの検討が必要であり、県企業局としても広域化事業に参画していくべきと考えています。
22	市町村からお願いされたといっても、この地域に県営水道を入れた以上、長野県にも相当責任がある。その意味でも、国だけではなく、長野県の支援についてもルール化を図っていただきたい。	長野県の支援については、今後協議が必要と考えているため、ご意見として賜われます。
23	一般会計からの負担が生じる場合、その分、一般会計の他の事業が削られる。	一般会計出資の内、4割が一般会計が純粋に負担する部分となります。一般会計出資については国庫補助と同額を上限として出資できることとなっています。この出資について、構成団体がどのような基準で負担するかは整理はまだついておらず、今後の協議となってきます。
24	広域化が民営化につながるように思えてしまう。	民営化はしないということを基本方針としています。また、コンセッションについても、技術力の喪失につながることを考えており、技術の喪失とならないように、行政による運営を堅持していくのが基本的な方針です。このため、行政としての力をつけるための広域化として整理しています。



意見の概要（上田市）

No	意見 等	回 答
25	<p>上田から長野まで送水管を複線化した方が上田市に恩恵があるとのことだが、具体的になぜ恩恵があるのか。</p>	<p>国の補助制度は、まず、広域化に必要な事業について補助金があり、加えてその金額を上限として、地域の困っている施設や管路などに投資ができる補助金が別に用意されています。</p> <p>今回お示した計画では、広域化に必要な事業500億円の中に、送水管の2重化に係る金額が多く計上されていますが、一方で、広域化事業費を上限として活用できる別の補助金500億円を計上する中では、上田市に大きなウェイトが置かれています。</p> <p>地域の安全性と上田市の大きな課題の一つである施設や管路の老朽化対策や耐震化の進捗が図れ、また、広域化に取り組んだ場合の料金の抑制効果も示されていることから、結果的に上田市にも恩恵があり、有効な手段であると捉えているところです。</p>
26	<p>将来、料金を負担する人が減り、高くなるのが目に見えている。若い世代は将来非常に不安を抱える現在であるため、市民も行政も合わせて、安い水道料金を甘受してきた世代の方には、世代間公平みたいな負担感について是非考えていただきたい。</p>	<p>世代間の公平性として、今の世代ができることは今の世代がやるべきであり、将来に負担(ツケ)を回さないためにどのようなやり方があるのか、本気で考える必要があると認識しています。</p>

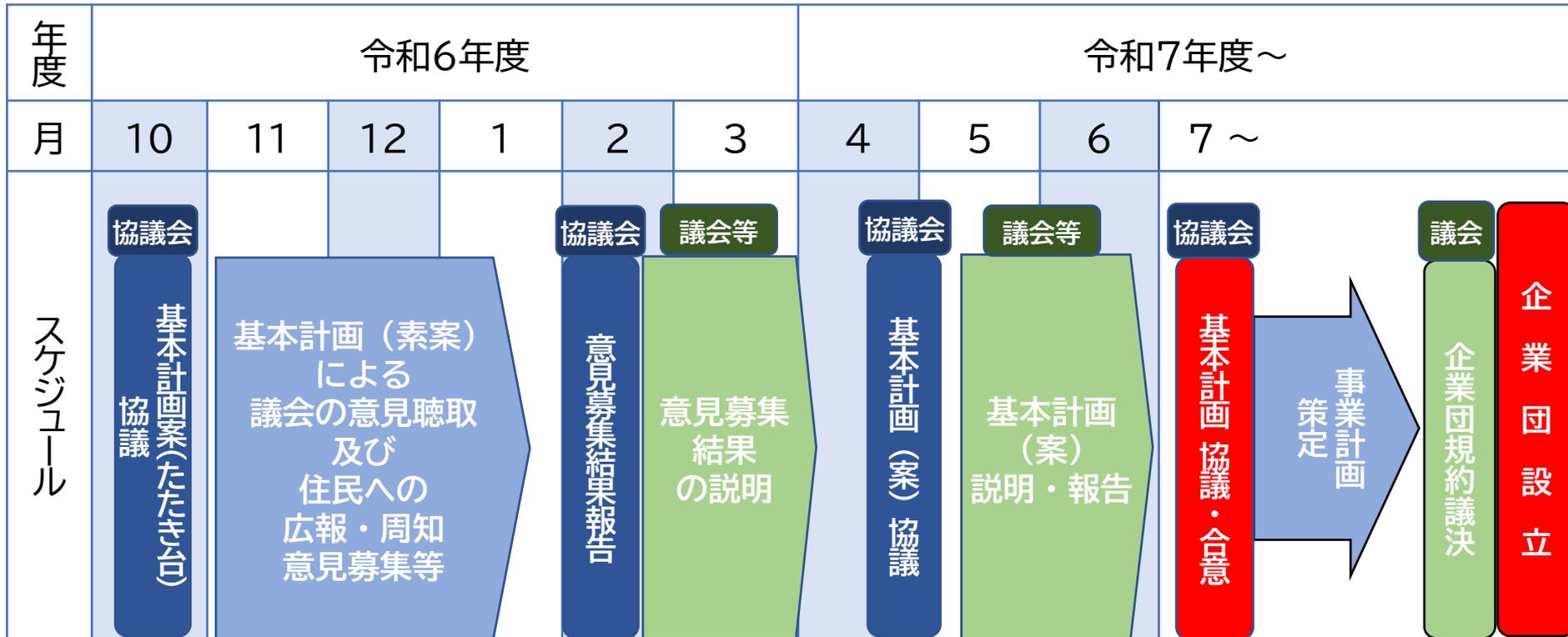


意見の概要（上田市）

説明会におけるアンケート結果

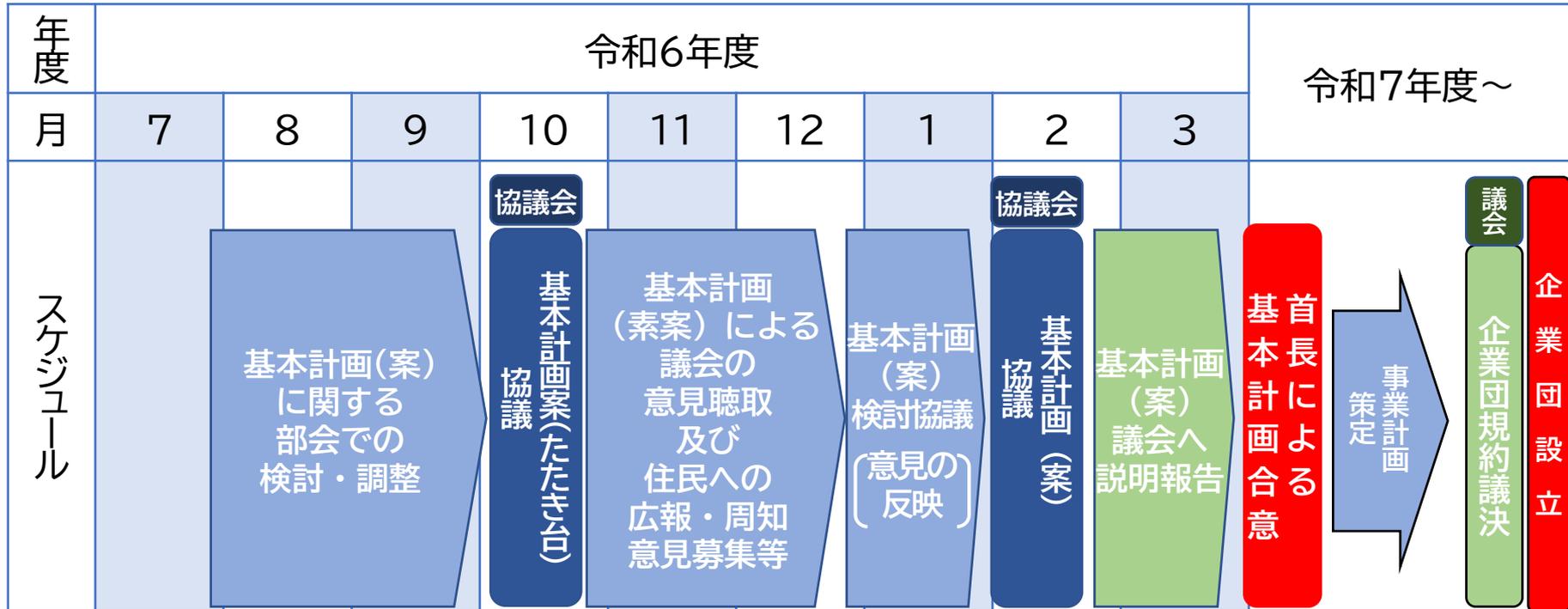
- | No | 説明会におけるアンケート結果 |
|----|--|
| 27 | 人口が減少していく中で、水道水を安定的に供給していくためには現状の体制のままでは難しく、経営基盤を強化して運営していくことが必要と考える。施設、設備を維持更新していく人材や災害時などに対応していくためにも、技術やノウハウを持った技術者がまとまった組織となることが望ましい。 |
| 28 | 国庫補助により上田市単独の経費が軽減されるため（広域化に賛成）。人口減少、耐震化、更新の遅れになるべく早く対応するためには、広域化してこれらの課題に取り組んでほしい。 |
| 29 | 人口減少により料金収入が減り、水道料金の値上げをするよりも広域化をして料金の値上がりを抑制する方が良いと思ったから（広域化に賛成）。 |
| 30 | 上田市、長和町、青木村での広域化を図れないか。 |
| 31 | 上田市は最上流なので、非常時に相互バックアップ体制をとるとの事ですが、上田市以外は当然標高が低いので水は自然に流れて行くが、他地域から上田市が供給を受けるのは非常に困難なので不公平（不利）な組み合わせだと思うので（広域化に反対）。 |
| 32 | 広域化による管路二重化は県水が責任を持って進めれば良い話で、上田市民にとってはメリットが1つもなく、そのための費用負担で将来の経営展望が見込めないものならば、根本から見直すべきであり、それは坂城町、千曲市の住民にとっても千曲川からの自主水源確保によって充分各市町水道事業として存立できるものであり、県水の急速ろ過事業からの撤退も可能となるので是非真剣な検討を願う！ |

今後のスケジュール(案)





(参考) 第3回協議会公表資料再掲



参考資料

基本計画案（素案）	・・・・・・・・・・	2
施設整備計画について	・・・・・・	12

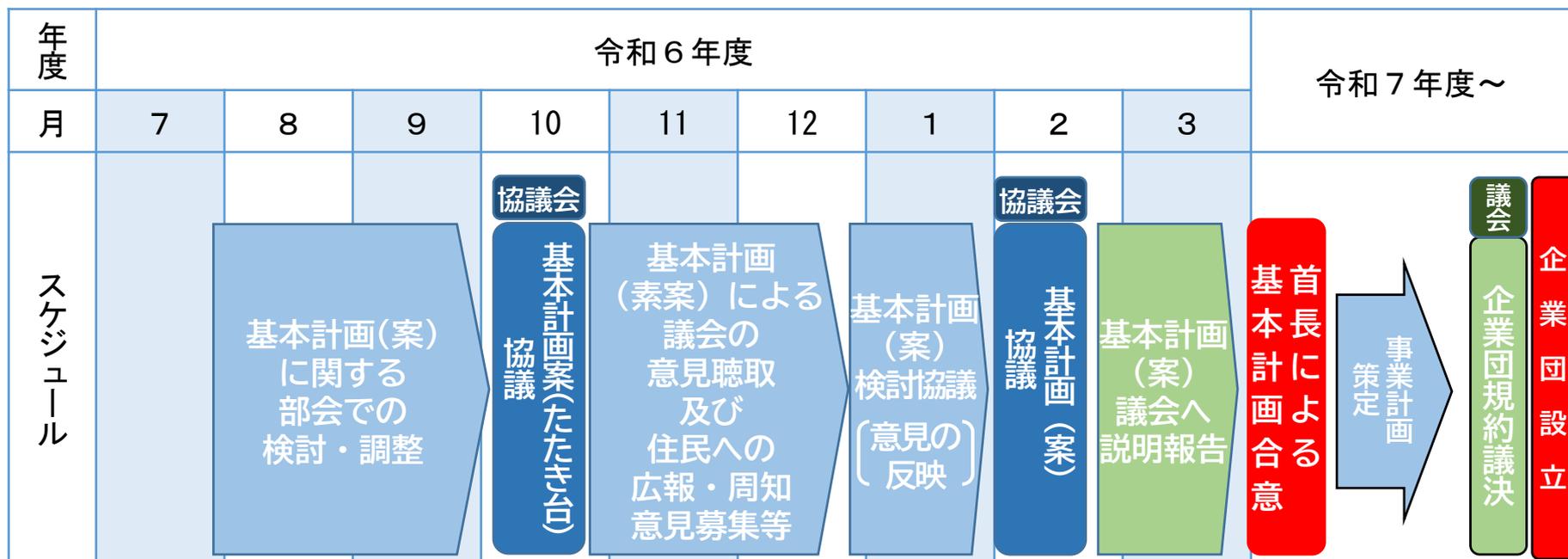
基本計画（素案）

6.1 基本計画について

基本計画は、上田長野地域において事業統合による広域化を行う場合の、業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針や事項をまとめ、今後更なる検討を進める上で指針とするものです。

6.2 意見の反映とスケジュール（案）

基本計画は、住民の皆さまや各議会のご意見を反映させながら策定していきます。



基本計画（素案）

1 業務運営の基本方針

1.1 総務・経理・営業関係

- (1) 長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）で構成する一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立し、長野市、上田市、千曲市及び坂城町の行政区域において長野県、長野市、上田市及び千曲市が取得している水道法の事業認可を廃止して事業統合を行い、将来にわたって民営化によらず企業団により事業を運営していく。
- (2) 総務、人事、経理等の企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部で集中して行うことにより、業務の効率化を図る。
- (3) 企業団設立当初における業務の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、企業団設立前の各水道事業体の事務所等に現地事務所を設置する。一定期間経過後、水道サービスの維持・向上に十分配慮した上で、最適な現地事務所のあり方を検討する。
- (4) 事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
- (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、コンビニ収納、スマートフォン決済等による収納方法の拡大を地域全体で進める。
- (6) 構成団体で利用している情報システム等は、優先度を定めて適切な時期に水道利用者のサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう統合を進める。
- (7) 持続可能な事業運営やSDGsの達成のため、DXやGX等の積極的な推進及びAIの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
- (8) 地域住民の水道事業及び企業団への理解を深め、企業団運営に住民意見を反映させるため、積極的な広報広聴に努める。

1 業務運営の基本方針

1.2 運転・管理関係

- (1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、地域ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は旧水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
- (2) 基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
- (3) 水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。

1.3 施設整備関係

- (1) 千曲川流域の高低差を利用した上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築する。
- (2) 将来の人口減少等による有収水量の見通しを立て、施設の統廃合及び水道施設のダウンサイジングを行い、投資の抑制及び維持管理コストの削減を図る。
- (3) 水道施設の更新や耐震化については、老朽度や重要度を考慮した上で、基幹となる水道施設及び災害時避難所、病院等の重要施設への管路を優先的に進める。併せて、現状の耐震化率や経年化率には地域格差があることから、その是正に向けて整備を進める。

1 業務運営の基本方針

1.4 危機管理

- (1) 各水道事業体の危機管理マニュアルを統一するとともに、構成団体の地域防災計画とも整合した内容とする。併せて、非常時における構成団体との連絡調整や近隣市町村等との相互連携及び関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 企業団設立後も公益社団法人日本水道協会及び長野県水道協議会の会員として、被災地への災害応援等の業務の中核的な役割を担っていく。
- (3) 事業継続計画（BCP※1）を策定し、非常時における優先事項及び職員・関係者の役割を明確にする。

※1：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

- (4) 非常時等に備え、資材保管庫を地域内の適切な場所に設置する。
- (5) 河川氾濫等による浸水の恐れがある施設は、雨水侵入対策や電気施設の浸水対策、連絡管等の整備を行い、災害に強い施設を構築する。
- (6) 水安全計画の整備と各種マニュアル等に基づく訓練を実施する。
- (7) 防犯対策として、バイオセンサー、侵入警報システム、定期巡視等により施設の安全管理を徹底する。
- (8) 大規模地震等による広域的な災害を想定し、燃料や緊急用資材等の調達ルートを確立するとともに、災害時初期対応のため、非常時の通信手段や非常用品をあらかじめ確保する。

1 業務運営の基本方針

1.5 官民連携

- (1) 水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。
- (2) 水道事業の円滑な業務運営のため、企業団設立後も引き続き地元企業等と災害時の対応をはじめとした業務の連携を図る。
- (3) 基幹管路や施設など大規模な施設整備は、DB方式（設計・施工を一括発注方式）等を含めた官民連携の導入について検討する。

2 組織体制・職員の基本方針

2.1 組織体制

- (1) 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置く。
- (2) 執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他の職員を置く。
- (3) 企業団の財務や事務を監査するため、監査委員を置く。
- (4) 企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議するため、構成団体の代表者で構成する運営協議会を設置する。
- (5) 企業団の経営に関し、必要な事項を調査及び審議するための審議会の設置を検討する。

2.2 職員

- (1) 企業団設立当初においては、業務運営の安定化及び国の補助制度を活用した施設整備の推進を図るため、必要な人員を確保する必要がある。そのために構成団体は、企業団が統合前の構成団体における職員数を確保できるよう、当面の間は企業団への職員派遣又は本人の希望に基づく身分移管を行う。その後順次、企業団への本人の希望に基づく身分移管又は企業団による新規採用を進める。
- (2) 企業団は、最適な人員配置に努めるとともに、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化・効率化を図りながら適正規模を目指していく。
- (3) 水道事業に関する専門的な知識・技術を継承するため、長期的な視野をもって継続的な人材育成を行う。
- (4) 漏水調査等の水道管の維持管理に関する研修設備を設置し、技術職員の育成と技術継承を推進する。

3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針

3.1 財政運営

- (1) 独立採算の原則により、水道料金によって健全経営を維持していくことを基本とする。
- (2) 水需要の減少に伴う給水収益が減少する中で、広域化により経営の効率化、水道施設の最適配置や規模の適正化を図り、経営基盤を強化する。
- (3) 企業団の事業開始時に会計を統一することを目標とする。
- (4) 水道施設の更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保するとともに、広域化に係る国庫補助制度を有効活用し、補助期限である令和16年度までは広域化に資する事業、運営基盤強化に資する事業を優先的に実施する。
- (5) 地域全体として効果の高い事業や脆弱箇所の強化に対して優先的に投資を行う。
- (6) 統合事業体である企業団は、各水道事業体の事業の用に供している資産及び負債を全て引き継ぐ。
- (7) 事業統合時点で、構成団体の内部留保資金、企業債残高等に格差がある場合でも、これを平均化することを目的とした一般会計等からの補填は行わない。
- (8) 企業団の経営基盤強化のため、一般会計出資金の活用を見込む。

3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針

3.2 水道料金

- (1) 水道料金の統一は、将来の物価変動等の状況を注視しながら定期的な検証を行う中で、早期実施を目標とする。なお、統一までは、各水道事業体の現行料金体系を維持することを基本とする。
- (2) 健全で持続可能な水道事業を運営するため、4年に一度の料金の見直しを原則とし、将来的な施設更新を確実に実施するため、資産維持費を考慮した総括原価方式による算定を行う。

3.3 一般会計繰出金

- (1) 国庫補助金を受けて広域化事業及び運営基盤強化等事業を実施する場合の財源措置として、一般会計出資金の負担方法をルール化する。
- (2) 構成団体が従前から負担している基準内外繰出金については、継続して繰り入れる。

4 広域化の時期・近隣水道事業者との広域連携の基本方針

4.1 広域化の時期

- (1) 構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、企業団の設立準備を開始する。企業団の設立時期は、当該合意後、2～3年を目途とし、速やかな企業団の設立に向け構成団体は協力をする。

4.2 近隣水道事業者との広域連携

- (1) 企業団設立後は、周辺の水道事業者との事務の共同化など効果的な広域連携を検討し、当該連携地域にとって効果的かつ効率的な水道事業の運営に努める。
- (2) 企業団の事業開始後、企業団に所属しない近隣の水道事業者から新たに水道事業の統合等の希望や相談があった場合には、随時協議に応じるものとする。

5 その他の基本方針

5.1 下水道事業

- (1) 上下水道事業分離による地域の共通課題解決に向けて、将来における下水道事業広域化の有効性や上下一体での事業への研究について、企業団設立後も構成団体と引き続き協力、連携を図っていく。なお、下水道事業における課題解決には多くの時間を要することから、水道事業の広域化を優先とする。
- (2) 下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の上水道事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

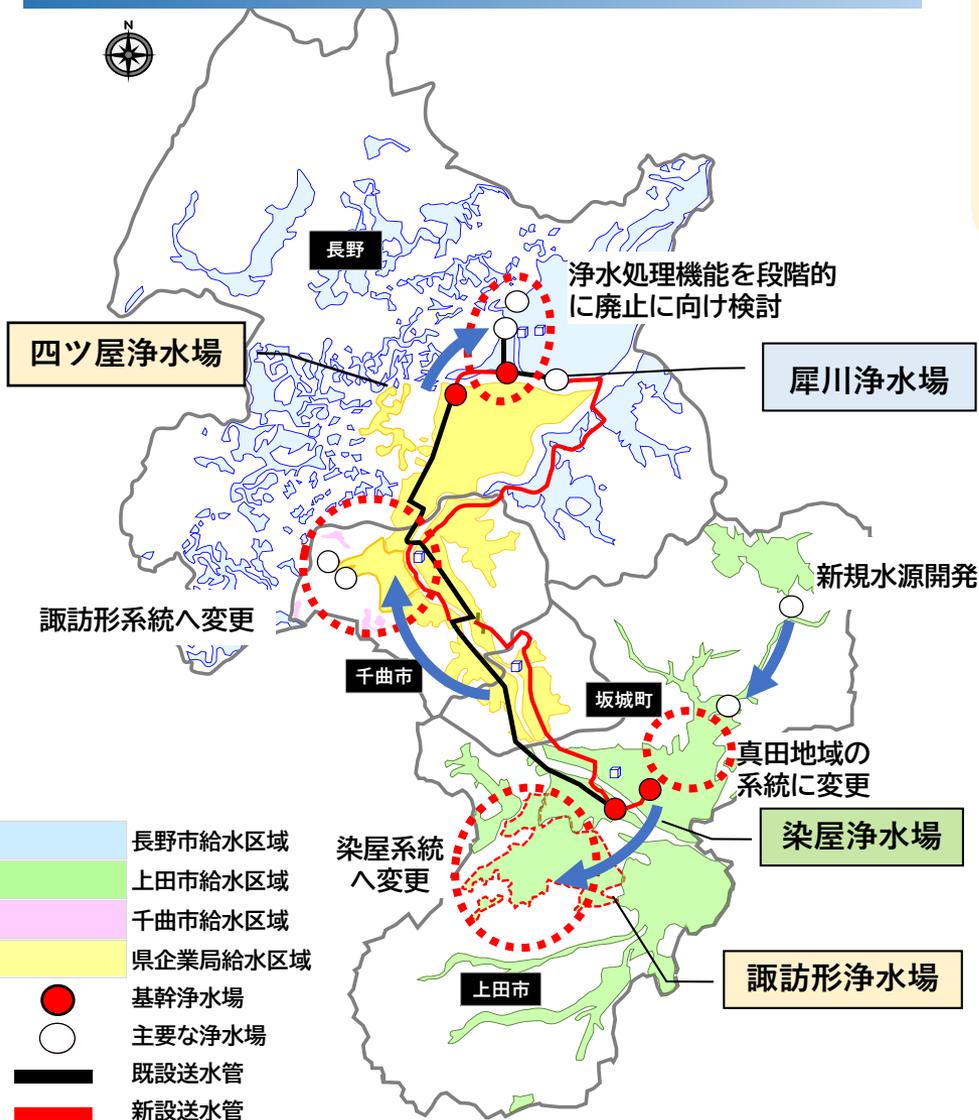
5.2 第三者との協定等

- (1) 水道水源等に関する第三者との協定について、構成団体は企業団への円滑な承継が可能となるよう地域の実情に応じた対応を検討する。

施設整備計画について

最適な水運用計画（一枚絵 略図）

広域化した場合の水運用（30年後の将来）



平成29年、職員提案により上田長野地域の水道施設の最適配置について、将来を見据え理想とする水運用計画（一枚絵※）を作成し、現在の協議会の前身である「上田長野地域水道事業広域化研究会」から検討を重ねてきた。

※「一枚絵」とは

将来の水需要を予測し、基幹浄水場の稼働状況から効率的な水の運用方法を一枚の基図として示したもの

○ 一日最大給水量の見込み(30年後)

事業体	日最大給水量		減少率
	R5	R35	
長野市	95,298 m ³	78,690 m ³	17 %
上田市	51,503 m ³	43,030 m ³	16 %
千曲市	2,449 m ³	1,870 m ³	24 %
県企業局	65,962 m ³	55,438 m ³	16 %
合計	215,212 m ³	179,028 m ³	17 %

○ 基幹浄水場における稼働状況の見込み(30年後)

基幹浄水場	稼働状況（稼働率）		減少率
	R5	R35	
犀川浄水場	28 %	23 %	18 %
染屋浄水場	56 %	47 %	16 %
四ツ屋浄水場	66 %	55 %	17 %
諏訪形浄水場	66 %	55 %	17 %

施設整備計画について

整備概要【 広域化事業（国庫補助）】（広域化に伴い整備を予定する事業）

水道事業の広域化（事業統合）により実現する広域ネットワーク化に必要な施設整備事業
 ・連絡管等の整備、幹線管路の二重化整備、基幹浄水場の更新・集中監視設備の整備など

① 浄水場連絡管整備（四ツ屋～犀川）

φ400×4km 22億円

② 川合新田水源への送水管二重化整備

φ300～400×22km 70億円

③ 八幡浄水場、本郷浄水場廃止に伴う整備

送水管、送水ポンプ場、配水池 30億円

④ 浄水場送水管二重化整備（諏訪形～四ツ屋）

φ700×30km 282億円

⑤ 浄水場連絡管整備（染屋～諏訪形）

φ300×3 km 7億円

⑥ 染屋浄水場耐震化・更新

46,800m³/日 54億円 ※R16まで（以降も工事継続）

⑦ 新規水源（滝の入）整備

水源整備、送水管 10億円

⑧ 広域監視設備整備

新拠点から水道施設広域監視 25億円

計 500億円（概算）

令和8年度から16年度までの実施分（補助率：1/3）



※事業費は令和8～16年度の実施を想定した事業費であり、今後策定する事業計画にて事業費を精査予定

※国庫補助額は事業費の1/3であるが、現段階でその額は確定されたものではない

施設整備計画について

整備概要【 運営基盤強化等事業（国庫補助）及び単独事業 】

広域化事業の額を上限に、運営基盤を強化するために必要な施設・設備に関する整備事業
・耐震化、老朽化対策に関する管路、施設及び設備の整備など（運営基盤強化等事業）

非常時など優先的に実施する必要がある
老朽施設及び管路の更新、耐震化する事業

⑨ 全域の運営基盤強化に資する施設・管路等

- ・浄水場、配水池の耐震化、耐震補強
- ・浄水場、配水池、ポンプ場の更新
- ・停電など非常時に利用する自家発電設備新設
- ・例年実施している水道管や設備の更新

⑩ 広域監視設備専用回線更新

- ・NTTアナログ専用回線廃止に伴う整備

事業体 (エリア)	事業内容	事業費 (億円)
長野市	施設・管路 耐震化・更新	292
千曲市	〃	7
上田市	〃	147
県企業局	〃	115
その他 (共通)	広域監視設備 委託料ほか	58
計		619

運営基盤強化等事業

500億円を上限（広域化事業と同額）

令和8年度から16年度までの実施を想定（補助率：1/3）

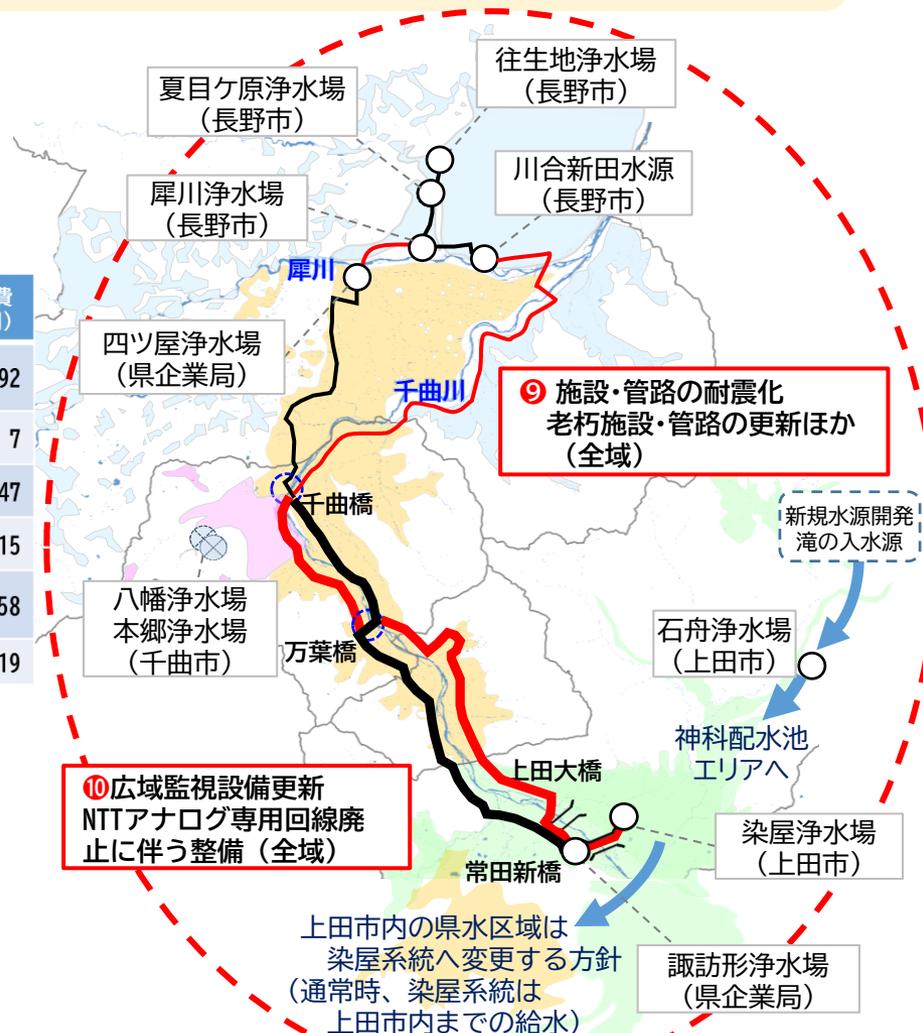
単独事業

119億円

- ・令和8年度から16年度までの実施を想定（年間13億円）
- ・令和17年度以降は年間109億円を見込む

※事業費は令和8～16年度の実施を想定した事業費であり、今後策定する事業計画にて事業費を精査予定

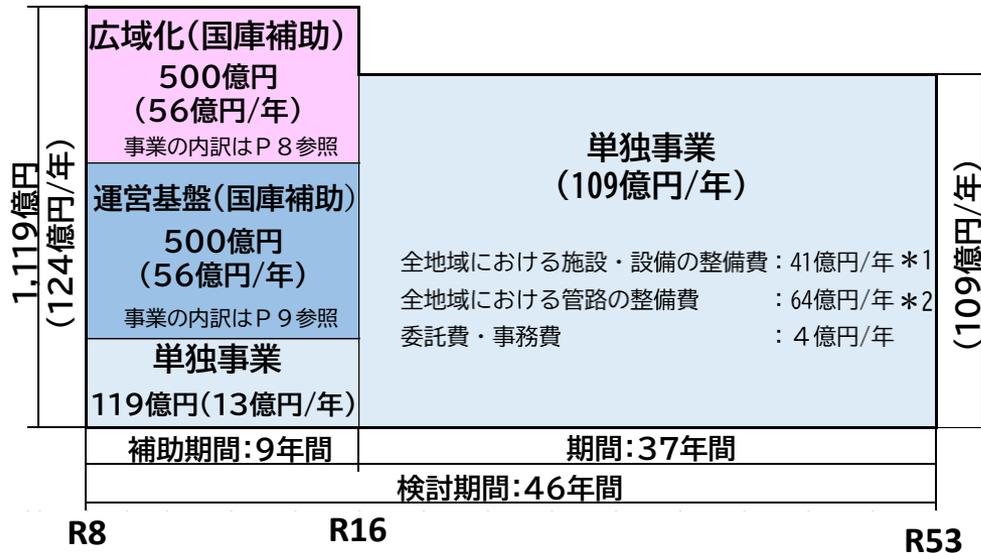
※国庫補助額は事業費の1/3であるが、現段階でその額は確定されたものではない



施設整備計画について

年間事業計画と管路耐震化率・経年化率の関係

○ 今後46年間の年間事業計画



○ 年間事業費の設定方法 (運営基盤・単独事業)

【施設・設備の整備費】 (R8~53 全期間)

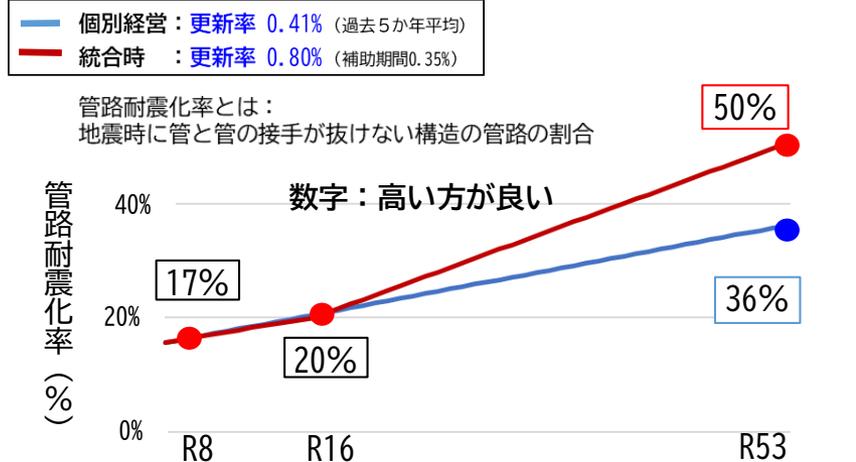
- 更新需要 (施設・設備の状況等も踏まえ法定耐用年数の1.5倍で更新) に対して、事業量を平準化して計上 (年間41億円) *1

【管路の整備費】 (補助期間中と補助期間以降で異なる)

- 補助期間中の9年間は広域化事業を考慮し、更新率 (0.35%) を計上 69億円(運営基盤+単独)-41億円(施設整備費)=年間28億円
- 補助期間以降 (R17~53) は更新需要 (管種や布設年代によって更新までの年数を設定) に対して、実施可能な整備事業量を考慮し、更新率 (0.8%) を計上 (年間64億円) *2

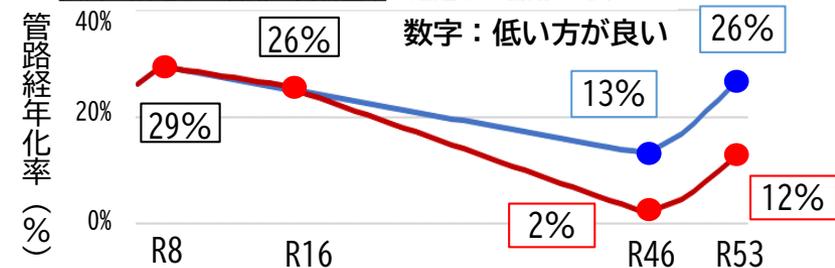
※各団体のアセットマネジメント(資産管理)を基本に算出

○ 事業により見込まれる耐震化・経年化率の推移



管路耐震化率は、2071年 (令和53年度) には**50%**となり、個別経営時の過去5か年の更新ペースと比べて**14%上昇**する。

管路経年化率 (独自更新基準による) とは：
 独自に設定した管路の更新基準を超過した管路の比率



管路経年化率は、個別経営時の過去5か年の更新ペースと比べて、2064年 (令和46年度) に経年化率をゼロに近づけることが可能となり、2071年 (令和53年度) には、**14%低減**する。

施設整備計画について

整備計画の実現による効果

基幹浄水場を有効活用し、非常時などへの対応力を強化

長野市

- ① 相互バックアップにより通常時の水運用向上と非常時などへの対応を強化
- ② 新たな水運用や水需要の減少により将来の更新費用を抑制
- ③ 千曲川右岸側の水源を状況に応じ段階的に廃止し水運用効率向上

千曲市

- ④ 脆弱な水源や老朽化した浄水場を廃止し安定した給水を確保（諏訪形浄水場からの供給に切替）
- ⑤⑥ バックアップ体制の構築と非常時などへの対応を強化

坂城町

- ⑤⑥ バックアップ体制の構築、非常時などへの対応を強化、千曲川右岸側地域の多様な水運用が可能

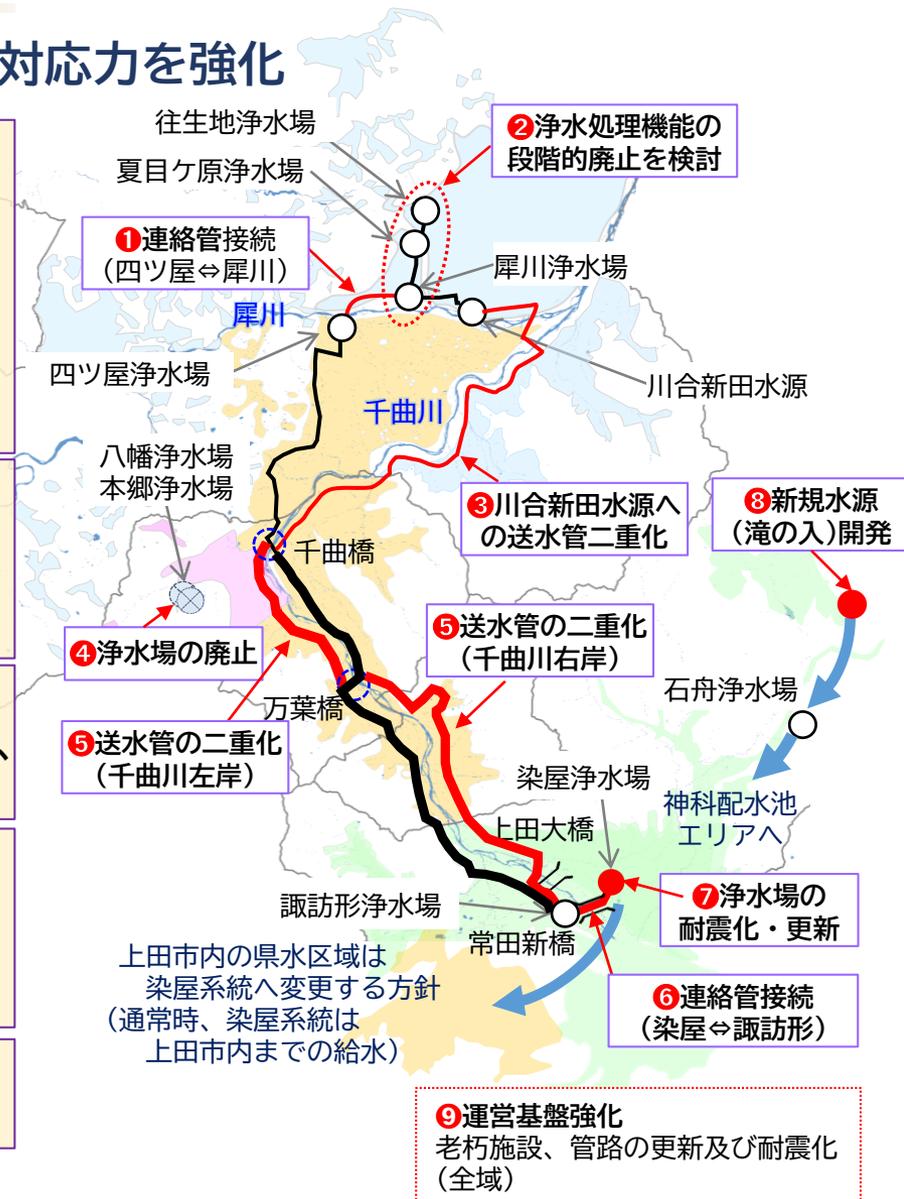
上田市

- ⑦ 基幹浄水場の非常時対応を強化
- ⑥⑧ 新規水源開発による染屋浄水場の給水区域を見直し染屋浄水場から市内の県営水道区域へ供給

全体

- ⑨ 老朽化施設の解消と耐震化の促進による強靱性の向上

※県企業局分はそれぞれの市町に包含





水道広域化に関する地方財政措置（総務省の公表資料から抜粋）

財政シミュレーションでは一般会計からの出資金として国庫補助金と同額の約303億円を見込む

※一般会計は、出資金を捻出するために地方交付税措置が拡充された出資債を活用

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充（R元年度～）

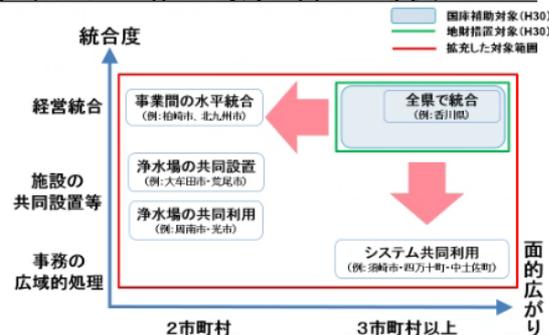
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
 （「水道広域化推進プラン」の策定について）（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債（地方負担額の1/2）の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



（参考）広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ



<R元～>

【国庫補助事業】（交付税措置率拡充 50%→60%）

【地方単独事業】（新規）

